

# ～犯罪や非行からの立ち直り支援について～



平成29年2月8日

平成28年度 人権に関する国家公務員等研修会

# 平成28年度 人権に関する国家公務員等研修会

## ～犯罪や非行からの立ち直り支援について～

### コーディネーター

- ・ 法務省保護局更生保護振興課長 稲葉保

### パネリスト

- ・ 大田区保護司会長 横山和文
- ・ 更生保護法人真哉会補導主任 角谷奏子
- ・ 宮城県名取・岩沼地区協力雇用主会会長  
 有限会社山田建設取締役会長 山田光夫

# 保護司の活動について

大田区保護司会長  
横山和文



## 保護司

保護司は、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアです。その主な職務には、保護観察を受けている人と面接を行い指導や助言をすること、刑務所や少年院に入っている人の帰住先の生活環境を調整すること、犯罪を予防するために啓発活動を行うことなどがあり、現在、全国で約4万8,000人が活動しています。

### ●身分

保護司は、非常勤で一般職の国家公務員とされています。給与は支給されません。

### ●任期と定年

保護司の任期は2年ですが、再任することができます。ただし、再任は76歳未満までとされています。

### ●具備条件

保護司には、次の条件をすべて備えていることが必要とされます。

- ①社会的信望、②熱意と時間的余裕、③生活の安定、④健康



# 保護司の処遇活動について



# 保護司の地域活動について



# 更生保護サポートセンターについて

○保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点。

○保護司会が市町村や公的機関の施設の一部を借用し、経験豊富な「企画調整保護司」が常駐して、地域との連携推進や保護司の処遇活動に

対する支援を行う。

○平成20年度から整備し、平成28年度末までに全国459か所に設置。

⇒平成29年度予算で、新たに42か所を増設置（全国合計501か所）する経費等を計上。

※ 下線は平成29年度新規設置予定地区

## 【近畿】

滋賀 大津、草津、守山、甲賀、東近江、彦根、長浜  
 京都 左京、山科、西京、伏見、宇治、綴喜、相楽、亀岡、南丹、福知山、舞鶴、京丹後、宮津与謝  
 大阪 北、都島、此花、西、港、大正、天王寺、浪速、東淀川、淀川、西淀川、東成、生野、旭、鶴見  
 城東、阿倍野、住吉、住之江、平野、東住吉、高槻、茨木、摂津、吹田、豊中、池田、箕面  
 枚方、交野、寝屋川、守口、門真、八尾、東大阪、堺、堺中、堺東美原、堺西、堺南、堺北  
 岸和田、貝塚、和泉、柏原、松原  
 兵庫 東灘、灘、中央、兵庫、北、長田、須磨、垂水、尼崎、三田、加古、姫路、赤穂、豊岡、西区  
 奈良 奈良、桜井、五條、橿原、高田、吉野  
 和歌山 和歌山、那賀、有田、田辺

## 【九州】

福岡 東、博多、早良、西、糸島、朝倉、久留米、柳川、大牟田、八女、田川  
 直方、飯塚、遠賀、八幡、若松、戸畑、小倉北、小倉南、門司、京都  
 豊築、中央  
 佐賀 佐賀、鳥栖、唐津、武雄、伊万里、小城・多久、神埼、鹿島  
 長崎 長崎、諫早、大村、島原、佐世保、下五島、上五島、平戸・松浦、壱岐  
 熊本 宇城、玉名、荒尾、菊池、阿蘇、芦北、人吉、天草、山鹿、熊本中央  
 熊本東、熊本西、熊本南、熊本北  
 大分 佐伯、別府、宇佐・高田、中津、日田、豊後大野  
 宮崎 高千穂、延岡、日向、児湯、西都、都城、小林、日南、えびの、串間  
 鹿児島 鹿児島、日置、薩摩、出水、始良、曾於、肝属、種子島、川辺  
 沖縄 那覇、南部、中部南、中部、中部北、北部、宮古、八重山

## 【北海道】

札幌 札幌市中央区、札幌市東区、札幌市豊平区、札幌市清田区、札幌市白石区、  
 札幌市厚別区、札幌市西区、札幌市手稲区、札幌市南区、札幌市北区、千歳市、小樽  
 岩見沢地区、室蘭、登別、苫小牧、余市、滝川  
 函館 函館、函館北、渡島、瀬棚、寿都、  
 旭川 旭川、深川、名寄、士別、留萌、稚内  
 釧路 釧路、帯広、池田、網走、美幌、北見、遠軽、音更、斜里

## 【東北】

青森 青森、弘前、八戸、つがる、上十三、野辺地、五所川原  
 岩手 盛岡、花巻、北上、胆江、一関、気仙、遠野、釜石、久慈、二戸、宮古  
 宮城 若林、太白、泉、塩釜、白石、大崎、栗原、登米南三陸、石巻、気仙沼  
 秋田 秋田、湯上湖東、能代、大館、鹿角、本荘、横手、湯沢、大曲、男鹿  
 山形 山形、最上、米沢、酒田飽海、鶴岡田川  
 福島 二本松、郡山、須賀川、いわき南、会津若松、喜多方、相馬、田村、白河

## 【関東】

茨城 東、笠間、日立、北、土浦、つくば、江戸崎、龍ヶ崎、麻生、西、久慈  
 栃木 宇都宮、那須、栃木、小山、佐野、足利、芳賀  
 群馬 前橋、高崎、桐生、みどり、渋川北群馬、藤岡多野、富岡甘楽、安中、伊勢崎、太田、  
 館林邑楽、沼田利根、吾妻  
 埼玉 さいたま浦和、蕨・戸田、朝霞、川口、草加、越谷、さいたま大宮、上尾・伊奈、所沢、  
 熊谷、春日部、久喜・幸手  
 千葉 花見川、稲毛、緑、美浜、松戸、船橋、市原、長生、印西、野田  
 東京 花見川、西多摩、八王子、町田、日野・多摩・稲城、北多摩西、府中、渋谷  
 神奈川 西、港南、横須賀、藤沢、茅ヶ崎、相模原緑、厚木、秦野、小田原、相模原中央区、  
 相模原南区、川崎区  
 新潟 新潟中央、新潟中蒲、五泉、三条、長岡、南魚沼、柏崎刈羽、上越、佐渡、  
 新潟西蒲・南  
 山梨 峡中、甲府  
 長野 長野、上田、佐久、北佐久、松本、塩筑、大北、安曇野、諏訪、岡谷、上伊那  
 静岡 静岡市清水区、静岡市葵区、静岡市駿河区、浜松市中区

## 【四国】

徳島 徳島、鳴門板野、小松島、阿南那賀  
 阿波吉野川、美馬  
 香川 大川、高松、丸亀、善通寺、仲多度  
 観音寺、三豊、坂出  
 愛媛 四国中央、新居浜、西条、今治、  
 松山、伊予  
 高知 高知、芸東、香北、香南、南国、高陵  
 高幡、幡西、幡東

## 【中国】

鳥取 鳥取、倉吉、米子、境港、東伯  
 島根 松江、安来、雲南、出雲、大田、邑智、浜田、益田、隠岐  
 岡山 岡山、北、岡山西、津山、倉敷、倉敷、玉野、笠岡、新見  
 赤磐  
 広島 中、西、安佐南、広島佐伯、呉、尾道、福山、江田島  
 東広島、竹原・大崎上島、府中、三次  
 山口 下関、宇部、山口、周南、防府、周防中、山陽小野田  
 柳井、長門、大島、岩国、美祿

## 【中部】

富山 富山、中新川、滑川、高岡、射水、氷見、下新川・黒部  
 石川 金沢、加賀、小松能美、白山野々市、河北  
 福井 福井、坂井、大野、丹生、敦賀、若狭  
 岐阜 岐阜山県、関美濃、もとす広域、大垣、多治見、土岐、中津川、高山、瑞浪  
 愛知 緑、春日井、小牧、西春日井、一宮、岡崎、刈谷、安城、豊橋、豊川、蒲郡  
 三重 桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、亀山

# 大田区保護司会更生保護サポートセンター





# 更生保護法人 真哉会

～犯罪や非行からの  
立ち直り支援について～

補導主任 角谷奏子

# 真哉会 概要

- 定員 成人男子20名
- 明治38年「真哉倶楽部」創設
- 鉄筋コンクリート3階建て  
個室24部屋
- 東京都足立区  
東武スカイツリーライン  
小菅駅 徒歩2分



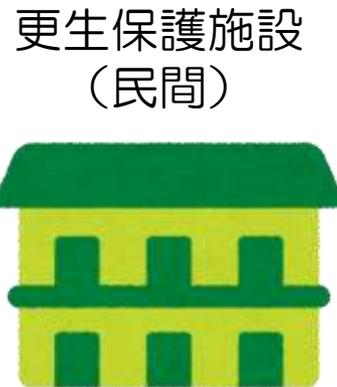
～名称の由来～

「真哉」は「まことなるかな」の意で歎異抄から取られたと言われており、自由と自治、人の和を補導理念としてる。

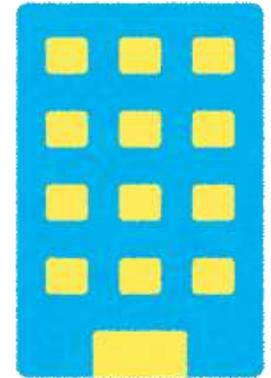
# 更生保護施設

- 刑事施設を仮釈放になった人
- 刑事施設を満期釈放になった人
- 少年院を出た少年
- 刑の執行猶予を言い渡された人
- 起訴猶予になった人
- その他

宿泊・食事の供与  
就労指導  
生活指導  
福祉・医療のあっせん  
問題に応じた専門的処遇



保護観察所  
(国)



委託

行き場がない人  
帰る場所のない人

全国に103施設

○特別処遇指定施設

○薬物処遇重点実施施設

# 職員体制



施設長



理事長  
調理員・栄養士



補導主任



精神保健福祉士



社会福祉士



精神保健福祉士

非常勤



宿直



宿直



清掃



# 規則 (抜粋)

## ● 寮生活の基本

- 一日も早く自立し，健全な生活が営めるよう努力すること。
- 次の日課にしたがって，規則正しい生活を送ること。

起 床 5時50分

朝 食 6時

出 勤 ・ 帰 寮

夕 食 19時

門 限 21時

消 灯 22時

- 浪費を慎み，貯蓄を心がけること。



## ● 禁止事項

- 寮内での飲酒。
- 酒に酔って帰寮すること。
- けんか，口論，暴力行為など他人に迷惑をかける行為。
- 賭け事，またはその類似行為。
- 被保護者同士での金品の貸借及び売買。
- 職員の許可なしに外来者を居室に入れること。
- 定められた場所以外で火気を使用すること。

# プログラム

- SMARPP-16
- ダルクミーティング
- NAミーティング
- SST
- 無料法律相談会
- クリニックのグループミーティングに参加

退所後サポート  
退所してからもプログラム  
への参加を促しています  
(交通費を支給)

# 季節の行事など

クリスマス会



新年祝賀会



寮生玄関



# 協力雇用主としての取組について

宮城県名取・岩沼地区協力雇用主会会長  
有限会社山田建設取締役会長

山田光夫

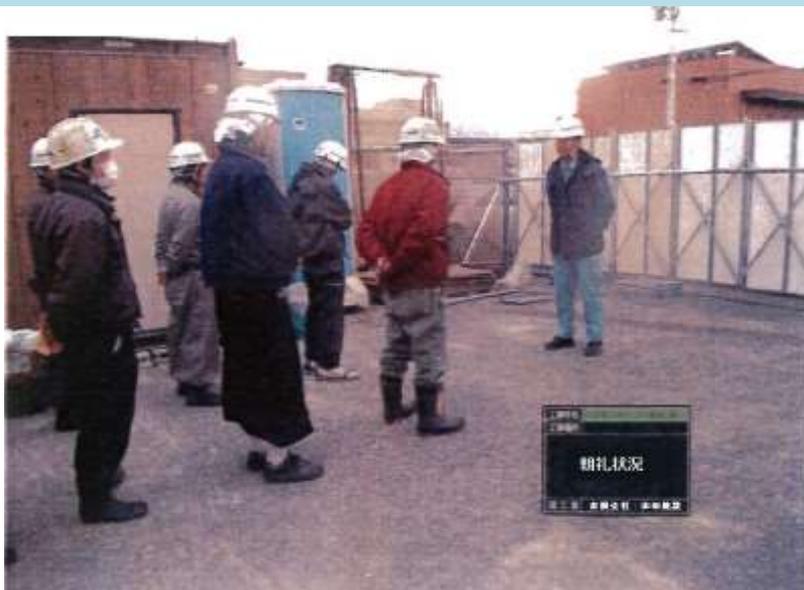


# 有限会社 山田建設



# 協力雇用主とは・・・

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生（社会復帰）に協力する民間の事業主



# 協力雇用主の仲間を増やす



# 再犯の防止等の推進に関する法律

平成28年12月14日施行



# 再犯の防止等の推進に関する法律案 概要

## 1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

## 2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

## 3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

## 4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

## 5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱う義務

## 6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

## 7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
  - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
  - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
  - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
  - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
  - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

## 8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

## 9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

## 10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

## 11. 基本的施策

### 【国の施策】

#### 再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

#### 社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

#### 再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

#### 再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

### 【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

## 12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

